

第9章 避難者対策

【応急対策】

基本方針

- 1 避難所の管理運営体制の構築を行う
- 2 感染症対策を実施する

基本方針 1 避難所の管理運営体制の構築を行う

1 指定避難所の開設・管理運営

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部 福祉医療対策部 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所は、避難者及び在宅避難者等、避難している住民の統括的役割を担う ○ 指定避難所・福祉避難所等を開設する。 ○ 指定避難所・福祉避難所等を運営する。 ○ 指定避難所・福祉避難所等の運営等に関する報告を行う。 ○ 指定避難所・福祉避難所等において、要配慮者へ配慮する。 ○ 要配慮者を福祉避難所等へ移送する。
多 摩 消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、多摩市への通報を行う。 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合には、関係機関と連携した避難誘導を行い、多摩市への通報を行う。 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報は、多摩市及び関係機関に通報する。 ○ 多摩市からの避難指示の伝達を行う。

□ 詳細な取組内容

1 指定避難所の役割

(1) 避難所運営から地域避難生活運営へ

- これからの避難所運営は、避難所避難者を縮減し、多様な施設を避難所として活用するとともに、避難所以外で地域に分散して避難生活している多くの在宅避難者・縁故避難者に、公平に避難生活支援が供与されることで重要である。
- しかし現状では、在宅避難者・縁故避難者への支援は、十分な対策が取られて

いない。

- そこで指定避難所は、地域で避難生活を送っている避難者に対しても支援を行う拠点施設として考え、避難所は避難所避難者に加え、在宅避難や縁故避難者を含む地域の全避難生活者を対象とした地域避難生活支援拠点とし、地域での自助と共助に自治体の公助が連携した、地域主体の運営を基本とする。

2 開設の判断及び指示

- 多摩市災害対策本部長は、指定避難所施設対策部長に指定避難所及び福祉避難所等の一部又は全部の開設を指示する。
- 避難所施設対策部長は、多摩市内において震度6弱以上の地震が発生した場合には、指定避難所を自動的に開設する。
- 避難所施設対策部長は、事前に定められた派遣の方法に基づき、速やかに、開設が決定された指定避難所へ職員を派遣する。
- 多摩市災害対策本部長は、指定避難所開設にあたって、復旧復興・給水対策部長に対して応急危険度判定の実施を指示する。

3 指定避難所の開設

- 避難所施設対策部から派遣された職員、施設職員、避難してきた市民が一体となって指定避難所を開設する。
- 指定避難所となった学校の教職員は、児童・生徒の安全確保を最優先事項とし、その確保等が終了した後、可能な限り指定避難所の開設及び運営に協力する。

4 徒歩による避難の原則

- 指定避難所への避難は、原則的に徒歩による（ただし、徒歩による避難が困難な要配慮者は除く）。
- 指定避難所に自動車で乗り入れない原則について、平時から周知を行う

5 避難者の受け入れ(初動期の対応)

(1) 避難者の受け入れ

① 受け入れ避難者の想定

- 指定避難所は、住家が全壊、焼失等により、住家に住むことが不可能な市民等を優先とし、自宅で避難していることが不安といった場合は、ライフラインが使用できない場合であっても帰宅を促す。

② 受け入れエリア

- 受付を設置し、受入れ人数等を把握する。
- 指定避難所施設内で避難者を受け入れるエリアは、体育館を第一優先とする。（まずは体育館を開放）
- 避難者の増加等、避難の状況を勘案して体育館以外の校舎等を可能な範囲で使用する。
- 体育館とは別に、施設内に福祉避難スペースを設定する
- 体育館の次に指定避難所施設内で避難者を受け入れるエリア（建物及び部屋等）は、事前に施設管理者（学校避難所にあっては学校長）及び避難所施設対策部と協議し、受け入れるエリア及びその順番を決定し受け入れる。

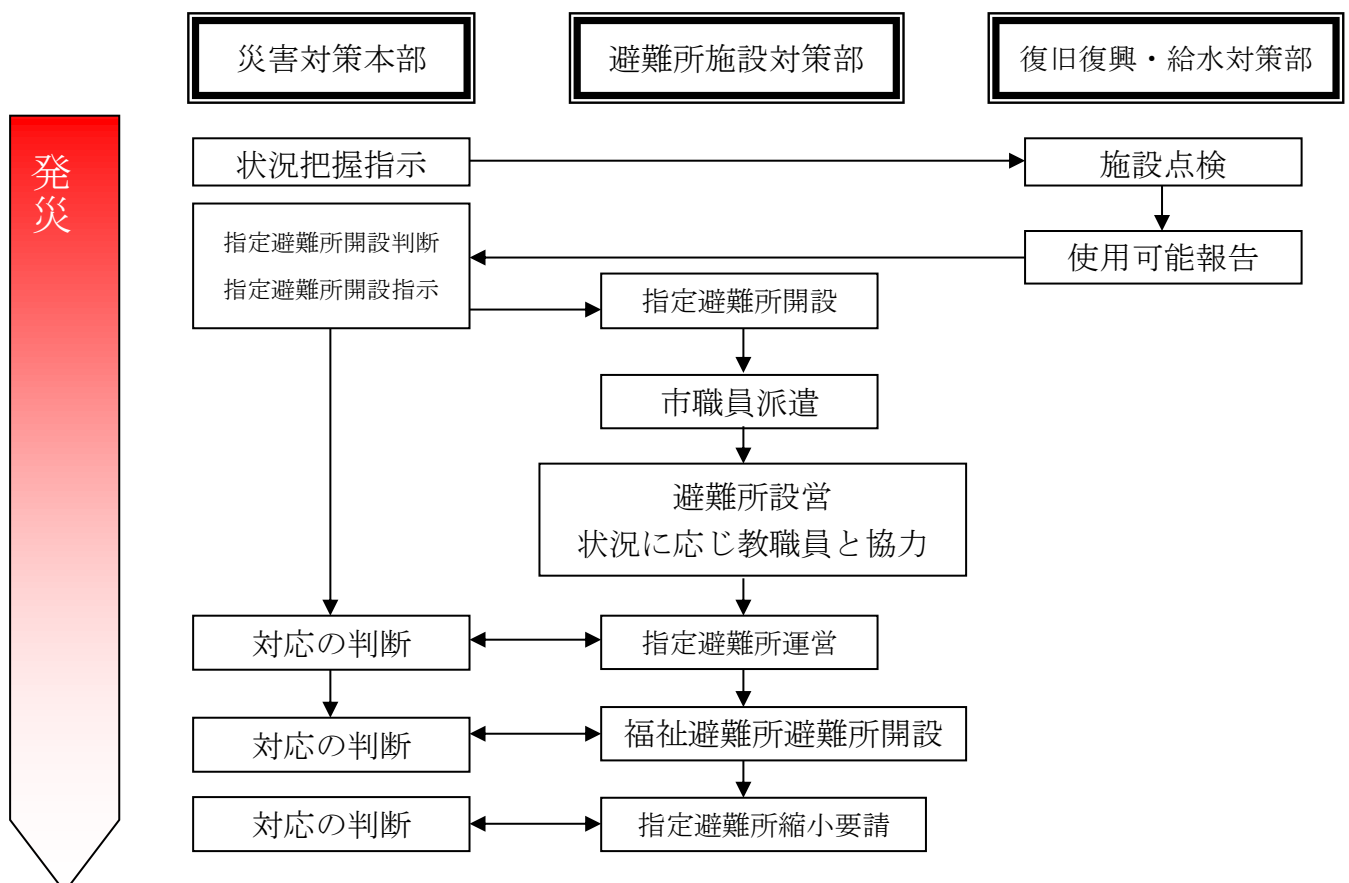
- 協議が行えない場合は、原則として、職員室・保健室等、使用できない場所を決定し、状況に応じて受け入れを行う。

③ 居住区域の割振り

- 指定避難所に到達した者が早く居場所を確保してしまう、いわゆる「早い者勝ち」で決めない。
- 可能な限り自主防災組織又は自治会等を単位とし、集団で受入れる。
- 希望により、女性は適宜グループを作り、女性専用室を用意する。
- 床面に色テープ等で共住区や通路等を掲示し、わかりやすいものにする。
- 指定避難所の居住スペースの基準
- 指定避難所の居住スペースの基準は、居室 3.3 m²あたり 2 人とする
- 事態が落ち着いた段階（数時間～1、2 日程度）を見計らい、自宅が無事であった避難者へ帰宅を促すとともに、避難者数の状況に応じて、適宜一人当たりのスペースを拡張又は縮小、統合していく。

(2) 開設の期間

- 原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害対策本部長は、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事へ事前に報告し、期間を延長する。
- 避難所施設対策部長は、避難者の統合が可能となった場合は、避難所を統合（集約）する。
- 災害対策本部長は、指定避難所の閉鎖を決定した場合には、避難所施設対策部長に閉鎖を指示する。



6 指定避難所の運営（初動～中・長期的対応）

（1）運営

① 運営方針

- 学校施設を指定避難所として使用する際に児童・生徒が在校中の場合には、児童・生徒の安全確保を最優先とする。
- 避難所施設対策部の派遣職員、教職員等の施設職員、避難者が連携し、初動期の指定避難所を運営する。
- 避難所施設対策部長は、災害対策本部と密接な連携を図り、指定避難所運営を行う。
- 指定避難所の運営には、要配慮者への配慮や女性の視点等も十分に取り入れる。
- 被災者は、着の身着のまま避難してくる場合があるので、迅速かつ、親切な対応に心掛ける。
- 公平な運営に努める。
- 避難所施設対策部長は、指定避難所の運営が軌道に乗った場合、また、市職員等の要員が確保できない場合は、巡回にて運営に携わる。
- 避難所の運営は、自主防災組織、自治会、ボランティア等により組織する防災連絡協議会を設置し、役割分担等を定め、自主運営を目指す。

② 体制

- 避難所施設対策部の派遣職員は、教職員等の施設職員の協力を得て、避難者と連携し、指定避難所の業務を分担して、指定避難所の管理運営を行う。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、医療救護班、保健活動班等と連携し、指定避難所の専門性の高い業務を処理する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、避難者の代表、施設管理責任者と避難所運営協議会を設置し、指定避難所を運営する。
- 避難者の円滑な協力を確保するために、避難所運営協議会責任者は、避難者から選出する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、避難所運営協議会による自主運営が確立した場合には、側面からの支援を行う。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、派遣されたボランティア等を有効に活用する。

（2）具体的な運営の手順

① 避難者名簿・台帳の作成

- 避難所施設対策部派遣職員は、（又は自主防災組織リーダー等）は、避難所を開設した際、「避難者カード」を配り世帯単位に記入し、提出するよう指示する。
- 避難所施設対策部派遣職員は、集まった「避難者カード」を基にして「避難者台帳」を作成し、保管するとともに避難所施設対策部長へ報告する。

② 運営状況の報告及び運営記録の作成

- 避難所施設対策部派遣職員は、避難所の運営状況について1日に1回、避難所施設対策部長へ「避難所日誌」を提出する。
- 傷病者の発生等、特別の事情のあるときは必要に応じて報告するとともに必要な措置を行う。

③ 自主防災組織等、避難者からのリーダーの選出及び役割

- 避難所施設対策部派遣職員は、自主防災組織ごとに住民代表者（リーダー）を選出するよう避難者に要請する。（自主防災組織の会長が避難しているとは限らない）
- 選出された住民代表者（リーダー）は、避難所を運営するために必要な役割分担及びルールづくりを行う。
- 防災連絡協議会において、避難所について役割分担を定めている避難所は、その組織を十分に活用する
- 避難所の運営には、住民代表者（リーダー）の人数の半数（最低でも3割以上）を女性とするなど、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いに的確な対応を行う。
- 衛生管理担当者を指定し、避難所の衛生管理を行う。
- 防火防災担当責任者を指定し、防火防災安全対策を講じる。
- その他、次のようなルールを確認する。
 - ・ 避難生活のルールづくり
 - ・ 余震対策
 - ・ 公的機関・避難所担当職員からの避難者への指示・伝達事項の周知
 - ・ 物資の配布活動等の補助
 - ・ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
 - ・ 車両避難者、テント避難者への支援対策
 - ・ 自宅避難者への支援対策
 - ・ 防疫活動等への協力
 - ・ 施設の保全管理
 - ・ 防犯対策
 - ・ 防火対策
 - ・ ペットの取扱い

(3) 避難者への情報提供

- 迅速かつ、きめこまやかな情報提供に努める。
- 掲示板、ラジオ等の設置、臨時広報の発行等のあらゆる媒体を活用する。
- 要配慮者にも情報が共有できるよう配慮する。
- 物資の配給等の情報提供は、専用掲示板を活用するなど、公平に避難者全員が共有できるように配慮する。
- 多言語による情報提供に努める。

(4) 食料・生活必需品の給与・貸与

- 避難所施設対策部の派遣職員は、地区防災倉庫の資器材、食料を有効に活用する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、避難者の規模、天候等を考慮し、物資の要請を行う。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、自宅避難者からの物資の要望を取りまとめ、物資の要請を行う。
- 避難所施設対策部長は、各指定避難所からの物資の要望を取りまとめ、災害対策本部へ要請する。
- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、避難所運営協議会で分担した担当者がボランティア等と協力して行う。
- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、災害救助法及び災害救助法施行細則を参考に行う。

(5) トイレ機能の確保

- ① 避難所施設対策部の派遣職員は、排水設備や既存のトイレの使用可否を確認し、断水している場合には、次のとおりトイレ機能を確保する。
 - プール、震災対策用井戸等の水を活用し、既存トイレを使用する。
 - 清掃対策部に仮設トイレの搬入を要請する。
- ② 避難所施設対策部の派遣職員は、次の事項を考慮し、仮設トイレを設置する。
 - 地区防災倉庫の組立式トイレ及び簡易トイレを有効に活用する。
 - 発災後3日目までは、し尿の収集・運搬が困難な事から、可能な限り、し尿収集を必要としない災害用トイレを活用する。
 - 発災後4日目からは、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて活用する。
 - 災害用トイレの設置場所は、衛生面及びプライバシー等を配慮する。

7 車両避難場所・テント避難場所の確保

- 小中学校の避難所において、校庭や駐車場を車両避難やテント避難（キャンプで使用する物）のスペースとして確保することとする。

8 車中泊等で生活する被災者の対策

- 指定避難所への避難が原則となるが、やむを得ず、車中泊等で生活する被災者については、指定避難所内の駐車場等において、必要な物資の配布、正確な情報の伝達、エコノミークラス症候群予防等のための保健師による健康相談等により生活環境の確保が図られるよう努める。

9 生活衛生環境の確保

- 「環境衛生指導班（東京都が派遣）」や「保健活動班（多摩市が派遣）」等と連携し、生活衛生環境を確保する。
- 季節に応じた、暑さ・寒さ対策を行う。
- 指定避難所の過密状況やプライバシーの確保状況を把握する。
(算定基準 3.3 m²あたり 2人)

- 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を設定する。
- 手洗い、うがい等の励行を周知する。
- 適切なごみの排出方法、トイレの使用方法などを周知する。
- 生活環境上必要な物資を確保する。
- 必要に応じて、飲用に供する水の消毒を行う。

なお、避難者における自主的な消毒が実施できるよう考慮する。（消毒剤の配布、消毒方法の指導）

- 担当者を指定するなど、食品の衛生的な取り扱いを行う
 - ・ 賞味期限の確認、食品の衛生管理
 - ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分け
 - ・ 残飯、廃棄物等の適正処理
- 洗濯や物干しが行えるよう配慮する。
- 入浴施設の活用、簡易入浴施設の設置又は、入浴代替品（清拭シート、ドライシャンプー等）を要請する。
- 指定避難所の防犯対策の促進を行う。

10 在宅避難者への対応

- 避難所施設対策部派遣職員は防災連絡協議会と連携し、以下の取り組みを行う。
- 在宅避難者名簿の作成
- 在宅避難者の安否確認
- 在宅避難者への食糧・物資の配給（受け渡しは避難所で行う）
 - ※ とくに食事配布時の声掛けや健康観察は、配慮の必要性に気づく重要な取り組みとなることから、自主防災組織等の代表者には、十分に配慮するように伝える。
- 在宅避難者への情報提供（自主防災組織会長等へ伝達し、組織的に周知してもらう）
- 在宅避難者のボランティアニーズ把握
 - ※ 在宅避難者のニーズ対応は、基本的にはボランティアを活用して実施できるよう、災害ボランティアセンターとの連携を深める

11 報告

(1) 通信体制の確保

- 各指定避難所は、災害対策本部（避難所施設対策部経由）との通信手段を確保する。
- 災害時優先公衆電話（地区防災倉庫内の備蓄用品）
- 防災行政無線機
- その他の手段

(2) 報告の手順

- 各指定避難所は、避難所施設対策部長に指定避難所の開設、閉鎖及び運営状況を報告する。
- 避難所施設対策部長は、指定避難所の開設、閉鎖及び運営状況を取りまとめ、

災害対策本部へ報告する。

- 報告の時期は、各指定避難所は、定期又は臨時に報告を行う。

12 避難所が不足した場合の対応

(1) 施設の借り上げ等

- 多摩市災害対策本部長は、UR賃貸住宅、民間賃貸住宅、民間企業が所有しているホールや会議室等を借り上げ、当該施設を指定避難所として指定する。
- 多摩市災害対策本部長は、地域の自治会館など、指定避難所に指定されていない施設に避難者が避難している場合は、必要に応じて、当該施設を指定避難所として指定することができる。なお、指定に際しては、当該施設の耐震性などを十分に注意し指定する事。

13 東京都への報告

多摩市災害策本部は、指定避難所・二次避難所を開設した場合、次の事項を東京都に報告する。

- 開設日時、開設場所、開設予定期間等
- 避難者数
- 介護等に特段の配慮を要する避難者数及びその状況
- 東京都への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- 多摩市災害策本部は、東京都への報告内容を多摩消防署及び多摩中央警察署へ連絡し、必要な措置を依頼する。

14 女性・要配慮者への配慮

(1) 女性に配慮した指定避難所運営

- 指定避難所の運営における女性の参画を推進する。
- 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置に配慮する。
- 生理用品、化粧品、女性専用の下着等の専用物資を調達する。（女性による配布）
- パトロールの実施や照明の配置による指定避難所の防犯対策を充実させる。
- 子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

(2) 要配慮者に配慮した指定避難所運営

- 避難者同士が要配慮者の避難生活を支援する環境を構築する。
- 指定避難所の運営における要配慮者の支援者等の参画を推進する。
- 通路等の段差解消、幅員の確保（バリアフリー化）、洋式トイレ等の設置に配慮する。
- やわらかい食事、介護用おむつ等の専用物資を調達する。
- 必要に応じ、介護職員等の派遣を要請する。
- 必要に応じ、二次避難所（福祉避難所）へ移送を要請する
- 巡回相談や相談窓口等を設けて、ニーズを把握する。
- 要配慮者（外国人を含む）への情報提供（情報保障）の充実に努める。

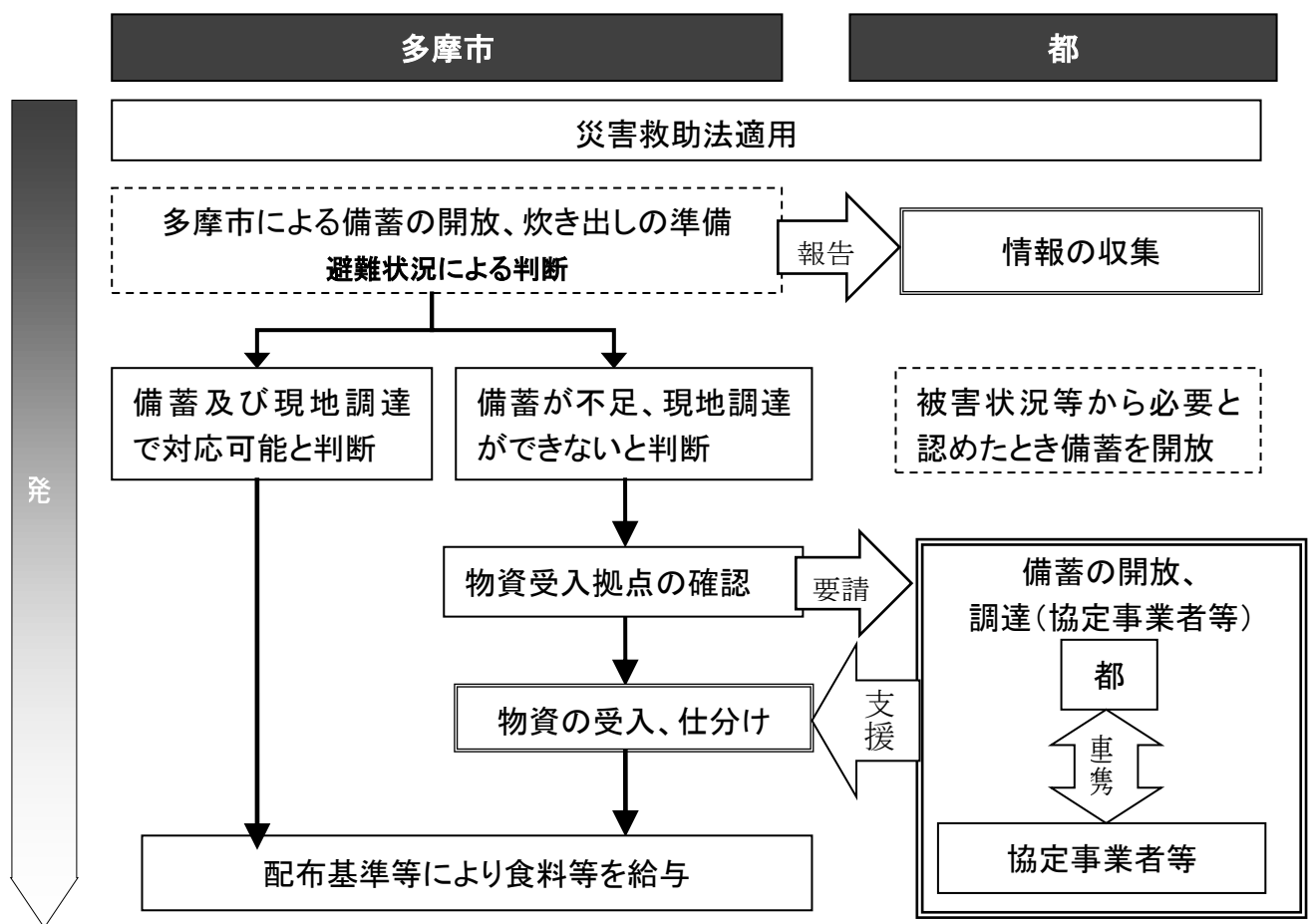
(3) 在宅の要配慮者支援

- 福祉医療対策部は、指定避難所及び二次避難所以外にも、自宅等に在宅している要配慮者に対して、必要な支援を行うよう努める。

15 福祉避難所等への移送等

- 避難所施設対策部長は、福祉医療対策部長と連携し、各指定避難所から二次避難所への移動が必要な対象者を選定し、取りまとめ、災害対策本部に移送を要請する。
- 統括対策部長は、災害時応援協定を締結している民間協力機関等から車両を調達し、移送を実施する。
- 福祉医療対策部長は、二次避難所への移送に際し、引率者を同乗させる。

【指定避難所における物資供給のスキーム】



※ 参考一覧

指定避難所運営に関わる各種様式 (例)

	内 容	様 式
諸記録及び報告	指定避難所の運営管理状況等必要な記録 (収容者名簿、日誌、物品受払簿等) を行い、本部へ報告する。	資料編を参照
記録事項	避難者名簿 物品受払簿	

	内 容	様 式
	指定避難所開設日誌	
	指定避難所受入れ状況報告	
	指定避難所勤務状況表	
	支援物資等の受領書	
本部報告事項	指定避難所開設（閉鎖）報告	
	指定避難所受入れ状況報告	
	給食状況の報告 (朝食、昼食、夕食の見込み人員・済人員)	

2 動物救護

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部 食糧物資調達対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所等における同行避難動物の飼養場所等を確保する。 ○ 指定避難所等における動物の適正飼養の指導等を行う。 ○ 指定避難所等における動物の救護等を行う。 ○ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供

□ 詳細な取組内容

1 飼養場所の確保

- 避難所施設対策部長は、指定避難所におけるペットの同行避難者を受入れる。ペットとは、一般家庭で飼育されている犬、猫、小鳥その他小動物とする。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、各指定避難所において、動物専用の区域を設定し、動物の飼養場所を施設に応じて確保する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、玄関や活用していない出入り口など、本来、見逃しているスペース等を活用し、ペットの居場所を確保する。
- 食糧物資調達対策部長は、指定避難所内に飼養場所を確保することが困難な場合は、近隣の公園等に飼養場所を確保する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、動物に対してアレルギーを持つ人、免疫力が低下している人、動物の苦手な人等への配慮も踏まえ、避難者の居住スペースとは別の場所で待機、飼養する。(ただし、盲導犬、聴導犬及び介助犬は除く。)

2 適正飼養の指導等

- 避難所施設対策部の派遣職員は、飼い主に対して、ケージ等に動物を収容するよう指導する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、飼い主の責任において、排泄の処理及び飼料の賄を実施するように指導する。
- 避難所施設対策部長は、必要により指定避難所でのペットの飼育指導に際して、食糧物資調達対策部長に応援を要請する。

- 避難所施設対策部の派遣職員は、車両の中で飼育する事を促すことも検討する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、飼養場所を利用する飼い主に対し、ルールの周知を図り、給餌場所の清掃等を行うように指導する。
- 避難所施設対策部の派遣職員は、飼育動物の取扱いに苦慮した場合は、災害時におけるペット救護対策ガイドライン（環境省・平成25年6月発行）等を参考に対応を行う。

3 飼い主の役割

- 飼い主は、ケージや首輪、鎖、リード、ハーネス等を持参し、原則として飼養場所のみで飼養する。
- 飼い主は協力して飼養場所の衛生管理及び動物をめぐるトラブルの防止に努める。
- 原則として、ペットの食料、水、ケージ、トイレ用品は飼い主が準備する。
- ペットに迷子札、鑑札、狂犬病予防注射済票、マイクロチップ等を装着することにより飼い主を明確にする。

4 動物の救護等

- 食糧物資調達対策部長は、多摩市獣医師会等に対して、指定避難所における負傷動物の救護及び治療にあたるよう要請する。
- 食糧物資調達対策部長は、都福祉保健局と連携し、放し飼い状態の被災動物を保護する。

3 ボランティアの受入れ

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部 福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ マニュアル等の業務手順によるボランティアの派遣要請及び受入れを行う。 ○ 多摩市災害ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアを派遣する。

□ 業務手順・取組内容

- 避難所施設対策部長は、指定低避難所からのボランティア派遣の要請を取りまとめ、災害対策本部に報告する。
- 福祉医療対策部長は、多摩市災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を指示する。
- 福祉医療対策部長は、必要により避難所施設対策部長からのボランティアの派遣要請を待たずに自主的に派遣を指示することができる。
- 各指定避難所は、派遣されたボランティアを受入れ、有効に活用する。

基本方針2 感染症対策を実施する

1 感染症流行時における避難所の設置

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部 福祉医療対策部 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての避難所の三密を防ぐ ○ 定員管理の徹底 ○ 避難所に関する対策 ○ 資器材等の確保 ○ 避難者の健康管理体制の構築 ○ 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者等のための専用スペースの確保

□ 具体的な取組

1 全ての避難所の三密を防ぐ

避難所利用時の三密（密閉・密集・密接）を防止し、新型コロナウイルスが収束を向かえなくても安心・安全な避難所を確保する。

- 教室も使用し小規模な集団を形成できるようにする。
- 机やイスを用いて避難生活空間の設計をする等、小集団に分区画化を検討する
- 避難空間の開放性を高めて、定期的な空気の入れ替えを行う。
- 基本的に人と人との間隔を2 m（ソーシャルディスタンス）取る。
- 新しい行動様式を踏まえた避難所運営を行う。

2 定員管理の徹底

多くの避難者を受け入れることは、三密を作り出すことになることから、新型コロナウイルスが避難所内で流行しないためにも、定員管理の徹底を行う。

- 避難所ごとに、利用空間のレイアウトと受け入れ定員を設定する。
- 定員数や優先的な受け入れなど、避難者に関する考え方を、地域住民と事前に検討を行う。
- 定員管理を行うことは、分散避難（在宅避難、縁故避難など）について、地域の全体の協力を得ておくことが必要。

3 避難所に関する対策

新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況では、今までと同様な避難所の設置設営は行えない。

「新しい日常」を取り入れ、今まで以上に衛生面に配慮しながら、感染症対策を講じ、避難所の開設を行っていく必要がある

(1) 可能な限り多くの避難所確保

- 避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、指定避難所の収容人数を考慮し、避難者を受け入れるスペースをより多く確保し、多く床面積を確

保した避難所を開設する。

(2) 指定避難所内の有効活用

- 体育館等が避難所となる学校施設では、普通教室等も活用する。
- 総合体育館などの学校施設以外の公共施設では、施設内において避難できる場所は、いかなる場所でも有効に活用する。

(3) 民間施設の活用

- 市内の企業が保有する施設について、災害時応援協定の締結により、災害時に使用できる仕組みの構築を図る。
- 発想の転換を行い、会議室が多い施設は、家族単位での避難に適していることから、コロナ禍における指定避難所として指定を検討する。
- 市内のホテルや宿泊施設の借用について、利用者を限定や受益者負担の観点も踏まえながら検討する。

(4) 指定避難所における収容人数の算定

- 2人/4.4㎡が感染症蔓延期の避難生活の基準となることから、面積確保を行う。
- 収容人数の算定に当たっては、家族ごとに最低1mの距離を確保する。

(5) 避難所でのスペースの確保等

- 家族ごとに1m～2mの距離を確保できるようレイアウトや収容可能な人数について検討し、必要に応じて、パーティションやテントを活用できるよう準備を進める。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースを確保する。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースや専用トイレは、一般の避難者とは、ゾーンや動線を分けること。

(避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料【第2版】を参照)

4 資器材等の確保

(1) 資器材等の準備及び必要数の把握

- 資器材の備蓄状況を確認する。また、新型コロナウイルス感染症に有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。

(2) 準備しておくことが適当な資器材等(概ね配備済み)

新型コロナウイルス感染症対策用： ※ 5月21日付け国通知

- マスク、アルコール消毒液、体温計、除菌シート、ハンドソープ、家庭用洗剤、次亜塩素酸溶液、ペーパータオル、簡易トイレ(専用スペース用)、使い捨て手袋、ガウン(袖付き)、キャップ、ゴーグル、フェイスシールドなど

(3) 避難所用資器材

- パーティション、テント、ベッド、ビニールシート、仮設トイレなど
(「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】」を参照)

5 避難者の健康管理体制の構築

(1) 保健師の派遣

- 避難者の健康状態の確認が適切に行えるよう、健康推進課より保健師を派遣し体調管理を行う体制を構築する。
- 避難所に保健師等を派遣又は巡回させ、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図る。
- 発熱や咳等の症状がある者への対応について、関係機関等と協議し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する。
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、事前に南多摩保健所と、連絡体制の整備や対応方法等の検討を行う。

(2) 健康管理への啓発

- 手洗いや咳エチケット、3密の回避の徹底等を避難者に呼びかけるため、避難所に掲示する案内（ポスター等）を事前に準備する。

6 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者等のための専用スペースの確保(一部再掲)

(1) 専用スペース

- 発熱や咳等の症状が出た者及び濃厚接触者（疑い含む）のために、それぞれ専用のスペースを確保する。
- 可能な限り、専用スペースは個室とし、専用のトイレを確保すること。
- 個室の割当てに際しては、濃厚接触者等を、発熱・咳等の症状がある者より優先して扱うこと。
- 専用のトイレの確保が困難な場合、仮設トイレを確保すること。
- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料【第2版】を参照」

(2) その他の留意事項

- 専用のスペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。
- 個室を確保できない場合、スペースを区切るための資材として、パーティション、ビニールシート、テント等を準備する。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースやトイレは、一般の避難者とは、ゾーンや、階段や通路など動線を分けること（専用階段、専用通路の確保が困難な場合は、時間的分離・消毒の工夫を検討し、健康な者との兼用はしないこと）。

2 避難所における感染症対策

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部 福祉医療対策部 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所における具体的な感染症対策 ○ 避難者の健康確認・健康管理 ○ 発熱や咳等の症状がある者への対応

□ 具体的な取組

1 避難所における具体的な感染症対策

- 避難者や避難所運営スタッフは、頻繁にハンドソープによる手洗いやアルコール消毒液で手指消毒する（食事前、トイレ使用后、病人の世話、ごみ処理後等）とともに、咳エチケットなど基本的な感染対策を徹底する。（「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・避難所運営ガイドライン」参照）
- 飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。
 - ※ 水が十分に確保できず、手洗いの徹底に支障がある場合は、アルコール消毒液で代用する。
 - アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
 - 避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
 - 避難所内は、十分な換気を行うとともに、家族ごとに1m～2m程度の間隔の確保や、パーティションやテントの活用などにより、避難所内が3密とならないようにする。
 - ※ 換気は定期的に（1時間に2回程度）行う。
- 食事時間をずらして密集・密接を避けるとともに、食事の際には、飛沫感染等に配慮して、対面での着座を避ける等の工夫をする。
- アルミベット等や布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。
- 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは土足で入らない。
- 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手洗いや咳エチケット、3密の回避の徹底等を避難者に呼びかける案内（ポスター等）を掲示する。

2 避難者の健康確認・健康管理

- 避難者が避難所に到着した時点で、検温及び体調の聞き取りなど、健康状態の確認を行うこと。なお、避難所運営スタッフにも同様の確認を行う。
- 濃厚接触者の案内に際しては、他の避難者に分からないよう配慮すること。
- 健康状態の確認の結果、発熱や咳等の症状がある者、感染症の疑いがある者及び濃厚接触者は、専用のスペースに隔離する。
- 個室の割当てに際しては、濃厚接触者を、発熱・咳等の症状がある者より優先し

て扱うこと。 ※ 令和2年5月21日付け国通知

- 避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に行う。
- 高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。(基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する。)

3 発熱や咳等の症状がある者への対応

- 兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。
- なお、やむを得ず同室にする場合は、パーティション、ビニールシート及び段ボール等で区切るなど工夫を行う。
- 感染が疑われる症状を発症した場合、症状等を医師に連絡・相談し、必要に応じて診察を受けさせ、その処遇について、医師の判断に従う。
- 医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該者の処遇は医師の指示に従う。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用スペース等には、隔離したこれら避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための専属のスタッフを配置し、一般の避難者とは接触しない体制をとる。
- なお、当該スタッフには手袋・ガウン等の防護具を着用させる。
- 発熱や咳等の症状がある者及び濃厚接触者のための専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

3 感染者等への対応

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部 福祉医療対策部 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応 ○ 新型コロナウイルス濃厚接触者への対応 ○ 感染者疑い・濃厚接触者疑いへの対応

□ 具体的な取組

1 新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応

在宅避難（自宅療養）を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者及び無症状者（以下「自宅療養者」という。）への対応については、原則として、南多摩保健所と連携して対応する。

2 新型コロナウイルス濃厚接触者への対応

自宅にて経過観察を行っている新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者についての対応については、原則として、南多摩保健所と連携して対応する。

3 感染者疑い・濃厚接触者疑いへの対応

- 健康センターでの収容

熱発している方など、新型コロナウイルスに感染している可能性がある人は、多摩市立健康センターにて収容する。

4 避難所閉鎖における清掃について

□ 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 避難所施設対策部 福祉医療対策部 施設管理者	○ 避難所の清掃

□ 具体的な取組

1 避難所の清掃

災害が過ぎ去り、避難所を閉鎖する際は、コロナ禍においては特に清掃を行い、通常の施設利用に支障をきたさないようにすることが必要であることから、以下の事項を参考に、避難所閉鎖時に施設の清掃を行う

(1) 実施事項

○ 消毒用エタノールの使用の場合

- ・ 市販の消毒用エタノール（76.9～81.4vol%）を使用する。
- ・ 市販の消毒用エタノールが入手できない場合は、消毒用エタノールを調整する。無水エタノール：水を8：2の割合で調整する。
- ・ 調整した消毒用エタノールを使って、手指、服などモノ全般、ドアノブ、手すり、受話器、パソコン、壁などの環境を消毒する。ただし、傷口、眼球、粘膜、革製品については利用できないことに注意する。

○ 次亜塩素酸ナトリウムを使用の場合

- ・ 消毒用エタノールが入手困難な場合に備えて、次亜塩素酸ナトリウムも利用する。「0.05%次亜塩素酸ナトリウム」を調整する。500CC の洗ったペットボトルに5%次亜塩素酸（市販に多い）であれば5CC 入れて水で500CC に薄める。
- ・ 1%次亜塩素酸であれば25CC 入れてから水で500CC に薄める。水以外の液体と混ぜないこと、調整する際や使用の際に、換気を忘れないことに留意する。なお、安全ため、長時間にわたる作り置きは厳禁。
- ・ モノ全般、環境を消毒する。ただし、次亜塩素酸ナトリウムは手指や腐食しやすい物品（金属）には使用すべきでないことに留意する。
- ・ 消毒後に、水拭きをする（特に金属の場合）。